

道修町三丁目「諸事書上帳」第四冊の三

野 高 宏 之

都市行政における捨子対策

天明七（一七八七）年の「諸事書上帳」には二件の捨子記事がある（七月二十四日、十月六・七日）。そのどちらにも夜番が登場する。七月は夜番が来る前の捨子であったことを町奉行所で確認している。十月では町の者にとまわられて夜番が町奉行所に呼び出され、今後捨子の再発防止に努力することを記した請証文を提出している。そこで本稿では捨子との関係を中心に夜番について概観する。

大坂町奉行所の捨子対策はまず生類憐み政策から始まる（触七〇二、七二二）。その後、十八世紀の半ばには捨子の管轄区域を定めるとともに、町奉行所の当番所では捨子届を捨子帳によって記録した。

捨子の管轄区域は町人地（町内）、大坂城近辺、町奉行所近辺、町奉行組与力・同心屋敷近辺、寺町（上町）に分かれる。「大坂三郷城代条目」「当番所取捌覚」、「裁判至要」などによると、区域ご

との対応は次のとおりである。

- ① 町内（町人地）の捨子は町内で養育。
 - ② 御城近辺の捨子は惣会所で養育。
 - ③ 町奉行所組与力・同心屋敷の捨子は惣会所で養育。
 - ④ 町奉行所近辺の捨子は町奉行所の下宿で養育。その後、町奉行所近辺・下宿請地・辻番請負人請地の捨子は惣会所で養育。
 - ⑤ 上町の寺町近辺の捨子は寺院で養育。明和元年以後、惣会所で養育。養育料は寺院が負担（「御用録」一一八）。
- また大坂代官所近辺の捨子も安永九年五月までは町奉行所に届け出た（「御用録」五二二八）。

このように、町人地以外の捨子は次第に惣会所が養育等を受け持つようになる。なお、町人地以外の捨子は惣会所の町惣代が担当した（「御用録」一一五）。

ついで十七世紀後半の安永・天明年間には町人地の捨子監視が各

町内の夜番の責任となった。捨子が見つかると夜番の責任が問われたのはこの頃だけで、その後、社会の関心は養親を確保することに移っているようである。そして捨子の町内と養親をつなぐ口入人が登場するようになった。

木戸番・自身番・町中の夜番・四ヶ所の夜番

江戸時代初期、夜番は町人のつとめであり、町境の木戸番のことであった(慶安元年四月五日付補触四・五)延享二(一七四五)年閏十二月、町奉行所は夜中に長吏が町廻りするので各町の夜番は承知せよとの町触を出している。(触一九五三)。夜中の巡廻は木戸を通過しなければならない。夜番が木戸の開閉をおこなっていたから、この通達が出たのである。したがって十八世紀中ごろまで、木戸番と夜番は同義に使用されたことがわかる。道修町三丁目の明和七年における町入用をみると、丁代夜番、自身番、立番、井池垣外番が別個のものとして記載されている。一方で木戸番の項目は見当たらないのである(道三文書二二七「銀子入払帳」)。ところが、十八世紀後半になると木戸番と夜番の語法にズレが生じる。道修町三丁目では寛政年間の木戸番・立番の賃銀を記録している(道三文書二四三)。寛政元(一七八九)年、一夜一四八文の賃銀で立番を三人雇っている。同二年は一月から三月迄は昨年同様、四月から十月までは一人に減らし、十一月からは二人

に増やしている。翌三年は東西の木戸番を雇い(二人)、四年は東西南北(これが木戸なのか辻なのかは不明)に四人雇っている。のちに述べるように道修町三丁目の夜番は通常二人なので、この史料に現れる木戸番・立番と夜番は一致しない。

寛政元年七月、中国筋御巡見役花房仙五郎一行が大坂に滞在した。この御用宿が道修町にも指定された。これにともない、道修町三丁目は町境の立ち番四人・辻番一人合計五人の人足を出した(「諸事書上帳」本誌第五四号六頁参照)。これとさきほどの立番三人を雇ったことを示す史料から、道三文書二四三の立番・木戸番は夜番とは別個のものとみなすことができる。あるいはせいぜい夜番が木戸番を兼ねることもあったとしか考えられない。

木戸番のほか、各町には自身番もあった。江戸の自身番が常設であったのにたいし、大坂では歳末や穩便触が出たとき、御用宿の期間中などに臨時に置かれるものであった。おもに放火と不審者の監視がつとめであり、夜間に何度か町内を見回るのが仕事である。本来は町人の役割であった。「諸事書上帳」第二冊に安永五(一七七六)年四月に町奉行が惣年寄を通じて各町に通達した自身番の指示がある。それによると自身番には木戸の管理、放火の監視、不審者の拘束といった役割があった。道修町三丁目では自身番は町会所に置かれる場合と町人の家屋敷に置かれる場合があった。また寛政年間には何度か老中の大坂巡見があったが、そ

のつど道修町三丁目では自身番をおいた。通常毎夜家持二名、借屋人一名が夜番にあたったが、これ以外に泊まり詰を雇うこともあった(道三文書八二、二一四)。道修町三丁目文書に文政九(一八二六)年の夜番請負証文がある(道三文書二九二―二二四)。

その勤方心得には、夜番は自身番所に出勤すると記されているのである。ちなみに天保六(一八三五)年刊行の『街能噂』巻の四には、夜廻りの太鼓の役は日雇いであり、自身番が指図すると記されている。

町の雇人である夜番のほか、盗賊や行倒人(野非人)対策として四ヶ所から派遣された垣外番もあった。そのきっかけは延享二年閏十二月、町奉行所は夜中に長吏が町廻りするので各町の夜番は承知せよとの町触である(触一九五三)。町廻りだけでは機能しなかったのだろうか、宝暦十二(一七六二)年までに、町奉行所盗賊吟味方が四ヶ所に対して手下の者を町方の昼番と夜番に派遣するよう指示している(『悲田院長吏文書』三二七頁)。したがって町内に垣外番が現れるのは十八世紀の半ばから後半にかけてである。

大坂の夜番について、火事のほか、行倒人や捨子を防止する役割を負ったと説明することが多いが、行倒人を警戒する垣外番(夜番)と捨子を警戒する町抱えの夜番は別個のものである。少なくとも道修町三丁目の夜番が行倒人に関わった記録はみあたらない。

ない。十九世紀後半の史料になるが、「諸事書上帳」第十九冊、明治四年正月に四ヶ所入用についての記事がある。その一項目に、

一錢三拾貫文 垣外番賃

但夜番賃者相除御座候

と記されている。道修町三丁目では垣外番と夜番は別個のものであったことがわかる。

こうしてみると、町内地(三郷)各町の番人には町内の見廻りをするタイプ(自身番・夜番・垣外番)と、木戸や辻の警固にあたり、町廻りはしないタイプ(木戸番・辻番)があったことがわかる。木戸番・夜番・辻番・木戸番といった複数の番が江戸時代を通じて別個のものであったか、ある段階で融合するのかはよくわからない。今後の課題である。

夜番が常雇いであるか一回ごとの雇用であったかも検討の余地がある。道修町三丁目では夜番人に月ごとの給与を渡している。嘉永二(一八四九)年は毎月給銀を一七匁、夜食代六匁五分を渡している。また明治三(一八八〇)年には一カ月の賃銀を錢十貫文、一夜では三四二文と規定している(道三文書二九二―二四二、同「諸事書上帳」第一九冊)。翌四年は夜番三人のうち一人は小使(おそらく丁代下役)、残る二人は雇人であった。このように明治初年の規定をみると、常雇いの夜番と一夜雇いの夜番の二つの雇用形態があったことが推測できる。

常雇いにせよ、一夜雇いにせよ橘通五丁目（小枝家文書）や道修町三丁目の捨子文書をみるかぎり、各町は町内に住む借屋人に夜番に雇用したようだ。とりわけ道修町三丁目では夜番を町会所に附属する借屋に住ませた。本誌一〇、一五頁に夜番が町会所家守が管理する借屋に住んでいたことが記されている。また道修町三丁目の町会所は道修町の通りに面して、二軒の表借屋がある（道三文書二四三）。この二つの史料から、道修町三丁目では二人の夜番を町会所付属の借屋に住ませ、彼らの借屋が夜間は夜番の詰所とみなされたことが推測できる（本誌一〇、一六頁）。

夜番の勤務時間はおおむね暮れ六ツ時から明け六ツ時である（『大阪市史』四上 達一一九八、補達四六二、達一五四六）。ところで大坂の捨子史料をみると、暮れ六ツや明け六ツに捨子を見つけたと届け出るケースが多い。これは夜番の勤務時間外に捨子を見つけたことにして、夜番の責任を回避させる配慮がはたらいいたものと考えられる。また、先に道修町三丁目では町会所の借屋に夜番が住んでいたと推測した。彼らは町内に居ても、暮れ六つから明け六つまでの勤務時間外は職務怠慢の責任をとわれなかったようである。天明七年最初の捨子が発生したとき、町奉行所は捨子発見が夜番の勤務時間外であることを確認すると、夜番に責任を問う（請証文を作成する）ことはなかったのはこのためである。

安永年間の捨子対策

町人地の捨子については、安永三年の町触によって各町内の夜番の責任が明確となり、捨子があった町内の夜番は町預け一〇日ほどの処分をうけた。その後、捨子があった翌日、夜番人を公事場で叱責し、当番惣代に命じて夜番人から請証文をとらせる手続きとなった。この流れを町触と組触によって確認しておこう。

まず、捨子の発生を夜番の責任と定めたのは安永三年二月十一日付けの町触である（触二八五八）。触の末尾に記されているように、「油断して捨子の行為があった場合は夜番の者に不注意の責任がある」と町奉行所は位置づけたのである。ちなみに触が言う先年の触とは元禄十六年、宝永元年のものであり（触七〇九、七二二）本文がない。夜番との関係は不明であるが、この段階は生類憐れみ政策の一環で出された町触であり、夜番への言及はなかったと考える。

【参考史料一 捨子禁止の町触】

於町々捨子致間敷事

捨子いたし候事者御制禁ニ而、先年度々触渡も有之候処、近来捨子令増長、不届之事ニ候、依之以來町々ニおめて出生之者有之者、家持者年寄江相届、借屋人者家主江相届、家主より年寄江相届、手代・下人等者主人江相届、其主人より年寄へ可相届、年寄共相礼、早速人別等加置可申候、此上捨子いたし候者於有之者、急度

曲事ニ可申付候間、町中之者町切ニ随分心掛ケ、夜番之者江申付、捨候者者勿論、あやしき躰之者ニ而も、見逢次第可捕来候、令油断捨子致させ候ハ、夜番之者不念たるへく候
右之趣三郷町中不洩様可触知者也

午二月十二日

大和

山城

(触二八五八)

安永年間、在坂役人の捨子に対する関心は高まった。同五年、大坂城代は捨子の親に対する刑罰を重くすべきか、江戸表に諮問している。このとき老中から、捨子をするには貧困や母乳がでないなど様々な事情があるので、処罰はこれまで通りとし、看過できない事案はそのつど検討してはどうかという意見があり採用している。

【参考史料二 捨子いたし候もの御仕置之事】

(朱書)
「安永四乙未年三月」

御城代久世出雲守殿御渡候御書付写」

捨子致間數旨先年被 仰出、其後も度々此表触渡候処、近年捨子数多有之候付、去々巳年も猶又当地江相触候処、兎角捨子不相減不埒ニ付、是迄捨子致候もの相頭候得者御仕置所私申付候得共、向後一等重大坂三郷私申付候者大坂町内ニ住居不相成候付相響、

自然与捨子相減可申哉与被存候旨各被申聞趣、老衆江申上候処、捨子致し候内ニハ品々可有之候、至而貧窮之者、乳も無之育可申手段無之、無抱捨候類ハ其節之始末ニより候間、仕来之通所私ニ申付、捨候趣意不屈之儀有之候ハ、其節相伺候様申来候間可被得
其意候

三月

右御書付写室賀山城守殿今大西駒藏、牧野富五郎江御渡、夫今月番江相達、月番今仲間中江触来候事

(御用録「四一」)

安永九年には捨子の貰人(養親)と請人が病死または欠落によつて不在になつたときの取り扱いを大坂城代と大坂町奉行で協議し、おおむね當時の慣習にしたがつて元町(捨子が見つかつた町)が引き取るのが妥当であり、元町が拒否したときは引き取るよう指導することを確認している(「御用録」五一九八)。天明七年二月十七日、前年に捨子をもらつた親が養育困難となつたとき、捨子があつた道修町三丁目の住人が捨子を引き取っている(本誌五六号一〇八、一〇九頁)。これは当時の慣習にしたがつたものと考えられる。

【参考史料三 捨子貰人らが病死等により養育困難になつた時の対応に関する組織】

一都而捨子貫人有之段、請人又ハ貫人病死・欠落等いたし候節并
右捨子成行断之儀ニ付取計方口々左之通御評儀之上相極候

一都而捨子貫人有之節、請人を取、右貫人・請人召連、元町之者
断出聞届候後、右請人病死又者欠落いたし候段断出候得者聞
置、跡請人取替置候様申渡候仕来ニ候得共、畢竟請人之儀ハ本
人故障有之節、右捨子を引請致養育候之申訳とも不相聞、全捨
子養人慥成もの之与申請合迄与被存候上ハ、一旦右請人之請負ニ
而聞濟、捨子茂無滯養居候得者、又々請人取替候ニハ及聞敷筋
ニ付、以来前書之通請人病死致、欠落等候旨断出候ハ、聞置候
上ニ而、跡請人取替候様ニ与之申渡ハ相止メ可申事

一捨子貫人病死又者欠落いたし、右捨子養育可致もの無之節ハ元
町之もの可引取旨申出候ハ、聞届候、又候貫人有之ハ請人を取
申出候様、定式之通申渡、尤元町之もの引取候儀難渋いたし候
節者可引取筋之段、利害申聞候得者、多分元町引受旨申立相
濟候儀仕来候得者、元町之者一旦養育料差添遣置、又々引受候
而八重ニ養育料差添、外々江遣候而ハ元町難渋之筋与被存候、
何レニも假令家内ニ養育可致もの無之共、右欠落いたし候もの
之実子尅人残居候時者親類又ハ身寄之者或ハ家請人等分世話
いたし、不及謁命様可取計事ニ付、右ニ付候得者元捨子ニ候連、
格別大切ニ取計候筋ニも有之間敷哉、左候ハ、右躰欠落跡・死
跡等ニ捨子残り居り候共、此方分元町江為戻候ハ、不及跡式、

他江引渡候ハ、捨子与申儀通達いたし候様所之もの江申渡候迄
ニ而可然ニ付、以来右之通可取計候、尤捨子残し置、貫人致欠
落候節ハ何レニも尋ね可申付事

一捨子養ひ候上、病氣其外貫人変宅等之儀、其時々断出候処、幼
少の内計ニ而成人之後成行断出候者全養人鹿抹之養育不致ため
与被存候、然上ハ以来拾五才迄ハ格別、拾五才以上ニ相成候分
ハ、右捨子病氣其外貫人住居変り候儀等、其外成行之儀も断之
有無二者及食着聞敷候事

右之趣去ル十四日御評儀ニ而相極候旨、東目安方役人分月ノ番へ
申来候段、九月十五日触来候事

〔御用録〕五一九八

*ただし捨子に関する条文のみ掲載した。

捨子があつた町内の夜番を十日ほどの町預けの処分とするとい
う処分は安永八年に口書作成と町奉行への伺いに軽減されたこと
が『御用録』に見える。

【参考史料四 捨子における夜番罰則を変更する組触】

捨子有之候丁内夜番札之儀、是迄凡十日程御預被成候上落着被仰
渡候処、向後捨子有之旨訴出候ハ、即日口書取之候之上落着被仰
渡候、尤夜中ニ右断有之、夜番人茂召連出候ハ其節御預、翌日召
連出候様被仰渡候上落着之御積被仰出候、尤昨四日夜、捨子有之

訴御座候付、今日拙者共番申御取計方相窺候処、右之通被仰出、且此段御組中御達被成候様各様迄可得御意旨御直ニ被仰渡候付、如斯御座候、以上

亥六月五日

寺西儀左衛門

小泉鉄次郎

東月番御差口様

追而右捨子断有之節、口書掛り之儀ハ度毎御伺可被相成様

被存候、尤封付御廻し可被成候、以上

〔御用録〕四一―一五四

この間、安永五年には、他町から通う夜番であつても捨子がみつかつた町内に町預けする方針が町奉行所内で決定した。

【参考史料五 他町住夜番人の町預けに関する組織】

一捨子有之候町内之番人御吟味中御預ケ之儀、他町々相雇置候番人ニ候得者、其もの居町江御預ケ被仰付候事も有之、捨子有之候町内江御預ケ被仰付事も有之、一事両様ニ相見江候、畢竟捨子有之候町内之もの番人江之申付方疎故之儀、町内江拘り候御吟味筋ニ候処、番人居町之もの江御預ケ被仰付候而者迷惑之儀ニ可有之、捨子有之候町内江之過怠ニも可相成候間、番人者他町之ものニ候とも、捨子有之候町内江御預ケ可被仰付旨、申六月十九日山城守殿・伊予守殿御評儀之上相極候段、大須賀茂左

衛門・大森時之助々東月番迄申来候旨、同月廿九日触来候事

〔御用録〕四一―二六

捨子と夜番にかかわる文例・文書例

最後に捨子の関連で作成された史料を紹介しておこう。

【参考史料六 捨子断】

町内で捨子があると、町奉行所に届けを提出する。

乍恐口上

何町何丁目

何屋何兵衛

一今曉六ツ時過、私居宅軒下ニ当歳之男子捨有之候ニ付、早速養育仕置、乍恐此段御断奉申上候、以上

何屋

何兵衛

年号月日

何屋

年寄 何兵衛

御奉行様

〔町代控書〕六一

【参考史料七 夜番人口書】

捨子のあつた町の夜番は町奉行所で口書を作成する。

乍恐口上

道修町三丁目夜番

同町会所屋鋪家守

藤嶋屋弥七支配かしや

有具屋長五郎

一昨夜丁内近江屋十右衛門支配借屋軒下二当未式歳計之男子捨有之候段、所之者御訴奉申上候二付、私義右丁内夜番二被相屋レ候二付、今日御召被為成様子御尋ニ御座候二付、乍恐左ニ奉申上候

此段私義暮時々罷出丁内見廻候処、別条も無御座候故其へ罷帰り直様又々相廻候節、右捨子有之二付驚早速家主・町内へ相知せ候義ニ御座候、勿論捨子之儀ハ兼而御触渡も有之相守候処、右之通捨子仕候者有之候を不存罷在候段不調法恐人、如何妹御咎被為仰付共無申披奉誤入候、何卒此度之儀御慈悲之上御聞濟被為成下候様御願奉申上候、以上

天明七年未十月七日

有具屋

長五郎

家守藤嶋屋

弥七

年寄病氣二付月行司

伏見屋五郎兵衛

御奉行様 東

〔諸事書上帳〕第四冊、本号一六頁

【参考史料八 捨子貰い人願書】

捨子の養親は町奉行所に捨子貰い請け願書を提出する。

〔捨子貰人有之候ハ、貰主・請人申上合、願書御当番所へ差出可申事〕

乍恐口上

何町

何屋何兵衛

一当何月幾日私居宅軒下□^(虫垣)当歳之男子捨有之候二付此段御断奉申上候、養育仕罷在候、然ル上^(マ)処、右捨子何町何屋誰借屋何屋何右衛門貫請養育仕度趣申之二付、身元并母乳等茂見受候処、宜御坐候故、何町何屋誰借屋何屋何兵衛請人ニ取差遣申度奉存候二付、乍恐右之段奉申上候、御聞届被為成下候ハ、難有奉存候、以上

年号月日

何屋

何兵衛

何屋

年寄

何屋何兵衛

右申上候通、私貫請大切ニ養育可致候間、被下置候様仕度、乍

恐奉願上候、以上

何町何屋誰かしや

何屋

貫主 何兵衛

何町何屋誰かしや

何屋

請人 何左衛門

御奉行様

〔町代控書〕六三)

文政九年に道修町の夜番が代替わりした。この時作成された文書が二点、道修町三丁目文書に残されている。夜番跡役願と夜番請負証文である。

跡番願からは、夜番を親の代から引き継いでいること、夜番が手伝いの者に譲られていること、夜番は手伝いを養子にとることで相続を実現していること、夜番の交代には町人全員の承認が必要であったことが確認できる。

【参考史料九 夜番跡役願】

乍恐書付御願奉申上候

夜番

与兵衛

一御年寄様初御町人中様御憐憫を以親共時代々数年来役儀相勤罷

在候処、私義追々及老年、御用向等御間ニ合兼奉恐入候、依之

何卒退身之儀御願奉申上候、跡役之儀者当時手代りニ差出罷在

候与助与申者、此度私養子ニ貫請候、是以不調法不行届之者ニ

御座候得共、此者江被為仰付被下候様御願奉申上候、此段御許

容被為 成下候ハ、重々難有仕合奉存候、已上

文政九戌年 与兵衛(印)

三月

御年寄様

御町人中様

右之通願出候、御一統思召御座候ハ、御名之下江御記可被成候、御承知ニ候ハ、点御掛御廻し可被成下候、已上
戊三月 年寄

近江屋五郎兵衛様

備前屋武兵衛様

大和屋伊兵衛様

大和屋重兵衛様

鳥飼屋惣助様

大和屋新右衛門様

小西屋木兵衛様

小西卯兵衛様

近江屋安五郎様(合志)近江屋季助様(合志)吉川屋吉兵衛様(合志)大和屋弥助様(合志)福嶋屋久助様(合志)備前屋弥兵衛様(合志)近江屋惣八様(合志)伏見屋半右衛門様(合志)塩野屋藤兵衛様(合志)備前屋清兵衛様(合志)小西季助様(合志)鳥飼屋猶藏様(合志)鳥飼屋作兵衛様(合志)

次第不同

(道三文書二九二―二四)

文政九年の夜番請負証文はA請負証文とB勤方心得書からなる。区別を容易にするため、各冒頭力所に筆者がA・Bを入れている。Aからは夜番は町会所内の借屋を住居として与えられていること、町代が夜番の監督にあたること分かる。Bからは伊之助という者と交代で夜番に出勤していること、自身番所で仕事を

すること、一時(約二時間)に一度町内の見廻りをする事、町内には照明用の行燈が置かれていたこと、夜番は年頭と八朔日に町内から祝儀を貰う慣例があつたこと、夜番は年頭と八朔日と五節供には羽織を着て町廻りをする事、晴雨にかかわらず下駄の着用に禁止されていること、尻からげをして町廻りすることが禁止されていることがわかる。

【参考史料十 夜番請負証文】

A 証文之事

一私儀及老年御町内夜番難相勤候ニ付、此度丹州水上郡磯村古手屋儀右衛門弟庄吉与申者養子ニ貫請与助与改名仕跡役之儀奉願上候処、御聞濟被為 成下難有奉存候、右ニ付是迄之通会所御借屋江住居被仰付重々難有仕合奉存候、然ル上者 御公儀様御法度之儀堅相守可申候、猶亦御町人様奉初、御家守中様并御借屋衆中様迄随分叮嚀ニ相勤可申候、其外何事ニ不寄丁代清七殿差図を受御用向急度相勤心得違無之様可仕候、万一不埒之勤方仕候ハ、何時ニ而も御暇可被下候、其時一言之申分無御座候、勿論御借屋早速立退可申候、為後日証文仍而如件

B 但勤方心得左之通

一自身番所江同役伊之助隔番ニ出勤仕、万事心を付、時太鼓無間違様打廻り、其上一時二三度ツ、りん・鉦・なるこニ而相廻り可申候、別而風吹候夜者猶以心を付所々あんど火不消様可仕候

事

一年八御祝儀受納仕候節者、無失念様家別ニ御礼ニ可罷出候事

一年八五節句等御礼之節、麻上下着用ニ不及、羽織ニ而相廻り候

事

一平日下駄之義者不及申、雨ふりニ而も下駄はき申間鋪候事

一平日尻からけニ而羽織着用仕間鋪候事

右之通諸事相慎、急度相勤可申事、尤御町用之義丁代衆差函を受、

同役相談相勤、聊御^{（差支カ）}□□無之様可仕義第一ニ相心得可申候、依之

証文差上候処如件

文政九戌年

三月

夜番人

升屋

与助（印）

親

升屋

与兵衛（印）

前書之通逐一承知仕、我等請人ニ相立申処実正也、然ル上者

万事急度為相守可申候、万一心得違仕、御暇被下候節者早速

引取、御町内江少シ茂御迷惑相掛申間鋪候、為其請負一札仍

而如件

親類

升屋

孫市郎（印）

「右与助の差上申証文之通無相違為相勤可申候、尚又私の随分心を
を用ひ精々為申間、心得違無之様為相勤可申候、依之奥印仕候、
已上

丁代

清七（印）

御年寄様

御町中様

親の書置

（道三文書二九二—二二四）

十月に見つかった捨子の父親は匿名の書置を残していた（本誌
一五頁）。「諸事書上帳」は町奉行所や惣会所へ提出した書類を記
録したものである。この父親の書置も月行司が写を作り町奉行所
町に届けた結果、記録されたのである。書置には生年月日や氏神
はあっても子の名前はない。ただ、「けつして非人の子ではない」
と書くばかりである。

天明の飢饉と在庫米の払底

この年、飢饉の影響で蔵米をはじめ大坂の入津米が激減。有米
高（在庫米）も急減した。この事は大坂の米穀市場に大きな打撃
を与えるばかりでなく、飯米の確保も影響を及ぼす。これを懸念

して大坂町奉行所は六月、市中の有米（在庫米）と払米（蔵屋敷の売却米）が払底している現状を述べ、蔵屋敷に対して払米と廻米の調査、個別町に対しては納屋米・預米・貯米・囲置米・酒造米の調査を指示している。

紙屋吉右衛門は町年寄として道修町三丁目には納屋米以下のないことを報告（六月三日）、蔵元・米支配人として新見藩・松平縫殿頭・唐津藩の払米・廻米を報告している。これによると新見藩・松平縫殿頭からの廻米予定はなく、唐津藩の廻米高は九月にわずか一三六石余であった（六月一日、十月十三日）。

この間、大坂町奉行所は七月末、市中困窮者に御救米五百石を支給することを決定し、各町に困窮者の調査を指示している（八月一日）。

引用史料

- ・「大坂三郷城代条目 乾」 大阪市史編纂所蔵。筆者が『大阪の歴史』第四十四号（一九九五年）に翻刻。
- ・『御用録』 大阪市史編纂所蔵。一・二は『大阪市史史料』第八十八輯（二〇一九年）、三・四は第九十三輯（二〇二三年）に筆者が翻刻。
- ・『町代控書』 大阪市立中央図書館蔵。筆者が本誌三十七号（二〇一八年）に翻刻。
- ・『当番所取捌覚』 大阪商業大学商業史博物館所蔵。
- ・『裁判至要』 桑田優が「摂州西官邸裁判至要」一〜四として『八代学

院大学経済経営論集』二二二、三一・二、四一に翻刻。

・『悲田院長吏文書』（長史文書研究会編 解放出版社 二〇〇八年）

凡 例

- 一、大阪府立中之島図書館が所蔵する道修町三丁目文書、目録番号二七四「諸事書上帳」一九冊の第四冊、天明七年「諸用書上控」のうち、四月から九月までの記事を収めた。
- 一、旧漢字は常用漢字に改めた。ただし、メ（貫）・メ（しめ）・ム（より）・鉢（体）や人名の一部はそのまま使用した。
- 一、異体字は原則として常用漢字に改めたが、一部残したものもある。
- 一、かな文字は現行のひらがな・カタカナに改めているが、江（へ）・而（て）・与（と）・茂（も）などの助詞は原文のまま使用した。
- 一、翻刻史料には適宜、読点「、」と並列点「・」を付けた。
- 一、原文中の追記は翻刻史料では本文中に組み入れた。
- 一、表紙や貼紙であることを示すための編集上の注記は傍注として（表紙）、（貼紙）のように示した。
- 一、原文に墨消しなどで抹消された文字には取り消し線「 」を付けた。
- 一、判読が困難な文字は□で示し、推定可能な場合は右側に傍注

を付け、() に収めた。

一、筆者が加えた傍注には () を付け、原文と区別した。

一、文意が通じないが原文のままとしたものには傍注として (ママ)、疑念が残る場合は (カ) を付けた。

一、敬意を示す開字と平出は一字あけとした。

一、原文の字句に付けた「*」は注記を付けたことを示す。注記する字句は【】で示し、一件ごとく末尾に配置した。

一、解題や注記で示した触・達は「大阪市史」第三所収「御触及口達」である。

一、解題や注記では、道修町三丁目文書 (中之島図書館所蔵) を道三文書、道修町文書 (くすりの道修町資料館所蔵) を道修町と略記する。道修町文書は道修町資料館がら二〇五〇〇四まで翻刻中である。

【翻 刻】

乍恐引越之御願

道修町三丁目近江屋

藤右衛門借屋鳥飼屋

猶蔵*

一私別家手代鳥飼屋喜兵衛義、当四月迄丁内鳥飼屋惣七支配借屋

二鳥飼屋喜兵衛与申候而名前人二而罷在候処、病身二付商売方

難相勤候二付私方へ引取回家為致置候、然ル処未病氣相勝不申

候二付、此度南都下三条町弟油屋又次郎方へ引越同家仕度申之

候二付、乍恐右引越之儀奉願上候、尤右喜兵衛義於御当地預ケ

金銀・預り金銀・売掛ケ・買掛リ其外掛合一切無御座候、御慈

悲之上此段御聞届被為成下候ハ、難有可奉存候、以上

鳥飼屋

猶蔵

天明七年未九月廿六日

鳥飼屋

喜兵衛

病氣二付

弟又次郎

右之通猶蔵奉願上候二付、乍恐私共奥印仕候、以上

家主*

近江屋藤右衛門

病氣二付別家手代又右衛門

五人組*

紙屋源八*

同

小西甚右衛門

同

紀伊国屋仁兵衛

同

小西八兵衛

年寄*

紙屋吉右衛門*

御奉行様 東*

【近江屋藤右衛門】【鳥飼屋猶藏】【鳥飼屋惣七】薬種中買仲間

【別家手代】 主家に許されて独立した元奉公人を別家または分家という。別家手代は独立後も主家に手代として奉公する者

【支配借屋】 家守が管理する借屋。家守は家主に代わって借屋を管理する者

【名前人】 戸主。家業の名義人

【同家】 同居

【南都下三条町】 奈良町の西部に位置する下三条町

【預ケ金銀】 融資した金銭。債権がある状態

【預リ金銀】 融資を受けた金銭。債務がある状態

【売掛ケ】 掛け売り。債権に準じる

【買掛リ】 掛け買い。債務に準じる

【掛合】 「かかわりあい」。町奉行所等で金銭出入（民事訴訟の一種）

の対象となる案件。掛合があると居住している所（町や村）から転居することが禁止された

【奥印】 書類の末尾に押印すること

【家主】 家持町人または家守

【五人組】 鳥飼屋猶藏と五人組を組む者。五人組は家主同士、借屋人同士で組むので、この四人は借屋人である

【紙屋源八】 紙屋吉右衛門の親族と思われる

【年寄】 町年寄。大坂では個別町の代表者

【紙屋吉右衛門】 道修町三丁目町年寄。質屋。両替商。伊勢亀山藩（石川家）蔵屋敷名代・用聞。備中新見藩（関家）蔵屋敷名代。松平蔵殿頭米支配人（天明七年）。水野左近将監殿蔵元（天明七年頃）

【御奉行様 東】 大坂東町奉行

* 借屋人の転居には家主・五人組・町年寄の同意が必要であったことがわかる。

乍恐口上

道修町三丁目銭屋与左衛門

家守 近江屋十右衛門*

一私支配借屋軒下へ今暮六ツ半時頃、当未式才計二相見候男子捨有之候ニ付、早速取入見改候処、身二疵等も無御座候ニ付、養育介抱仕罷在、乍恐此段御断奉申上候、尤右悴ニ無名之書付差添有之候ニ付持参仕候、以上

近江屋

天明七年未十月六日

十右衛門

御奉行様

年寄病氣ニ付月行司*

浅井以敬*

【倅】「せがれ」。倅

【近江屋十右衛門】薬種脇店か

【暮六ツ半時】夜七時頃

【月行司】「がちぎようじ」。町人から月当番で選ばれた町内の代表者。

町年寄を補佐・代行する。通常二名。この月の月行司は浅井以敬と

伏見屋五郎兵衛

【年寄】町年寄。大坂では個別町の代表者

【浅井以敬】医師

*この年、道修町三丁目では二件目の捨子である。

乍恐口上

道修町三丁目年寄病氣

ニ付月行司

一此夜丁内近江屋十右衛門支配借屋軒下ニ当未式歳計之男子捨有

之候ニ付、早速御断奉申上候処、今日夜番人召連罷出候様被為

仰付奉畏候、則夜番人丁内会所屋敷家守藤嶋屋弥七支配借屋有

具屋長五郎召連罷出候ニ付、乍恐此段御断奉申上候、以上

伏見屋

五郎兵衛*

御奉行様

天明七年未十月七日

【此夜】先の捨子断から捨子があったのは六日である。ところがこの

届書の日付は七日になっている。これは江戸時代、曆のうえでは日

付が替わっても、夜が明けるまでは今夜とみなしたためである。こ

の事から、捨子断とこの届書は六日夜から翌日明け方までに町奉行

所に届けられたことがわかる。つまり、町奉行所当番所は夜間でも

諸届を受理し対応したことがわかる

【夜番人】夜番。町内に雇われ火の元の見廻りや捨子・行倒人を監視

する

【伏見屋五郎兵衛】道修町薬種中買仲間

乍憚様書付度御頼申上候、私義ハ殊ノ外成不仕合ニ付、其上母過

行、又々其後ニ而此子母も相果、何卒してそたてたいとハおもへ

とも、段々の不仕合いつ迄も此子洪かまへいれハ、こしきせねハ

ならぬゆへ、此丁内へ御頼申上候、午年四月廿三日生れ、氏神ハ

仁徳天王御願申上候、又々着かへもあつたれと、段々売せふゆへ

これ計、かならず非人之無御座候、是御頼申上候

十月六日

御町中様

右ハ昨夜丁内近江屋十右衛門支配借屋軒下ニ当未二才計之男子捨

有之候処、右男子ニ無名之書付差添有之候ニ付、写乍恐以奉差上

天明七年未十月七日
御奉行様

道修町三丁目年寄
病氣二付月行司
伏見屋五郎兵衛

【過行】「すぎゆく」。亡くなる

【仁徳天王】現、難波神社。仁徳天王社、稲荷社ともいう。大阪
市中央区博労町に所在

【非人】当時、「非人」は野非人（ホームレス）のことである。差別の
対象とされた非人は、大坂では四ヶ所または長吏とよんだ。したが
って、この場合は「家のない者の子ではない」くらいの意味で解釈
したい

乍恐口上

道修町三丁目夜番

同町会所屋鋪家守

藤嶋屋弥七支配かしや

有具屋長五郎

一昨夜丁内近江屋十右衛門支配借屋軒下ニ当未式歳計之男子捨有
之候段、所之者分御訴奉申上候二付、私義右丁内へ夜番ニ被相
雇レ候二付、今日御召被為成様子御尋ニ御座候二付、乍恐左ニ
奉申上候

此段私義暮時分罷出丁内見廻候処、別条も無御座候故其番へ罷
帰リ直様又々相廻候節、右捨子有之ニ付驚早速家主・町内へ

相知せ候義ニ御座候、勿論捨子之儀ハ兼而御触^{*}渡も有之相守候
処、右之通捨子仕候者有之候を不存罷在候段不調法恐入、如何
躰御咎被為仰付共無申披奉誤入候、何卒此度之儀御慈悲之上御
聞濟被為成下候様御願奉申上候、以上

天明七年未十月七日

家守藤嶋屋

弥七

年寄病氣二付月行司

伏見屋五郎兵衛

御奉行様 東

【所之者】町内の者。「所」は連帯責任などが発生する共同体であるこ
とを示す

【御触】安永三年二月一日町触（触二八五八）。町内に捨子があれば夜
番の不念であると記す

乍恐口上

道修町三丁目

年寄

一丁内小西半兵衛住宅家屋敷老ヶ所所持仕候処、当六月分過書座^{*}
年寄役相勤、右役義二付撰州平田舟番所へ相詰候二付、留主中^{*}
代判別家手代丁内伏見屋六兵衛借屋小西嘉助相勤申候二付、此

段当六月十四日御断奉申上、御聞届被為成下候、未留主中二付
当十月分相改候三ヶ条御法書証文^(金座)肩書、左二書付、乍恐御窺奉
申上候

天明七年未十月九日
御奉行様

紙屋
吉右衛門

家主小西半兵衛過書座年寄役相勤候二付、撰州平田船番所へ
相詰居候二付、右留主中代判別家手代丁内
伏見屋六兵衛借屋

小西

嘉助

東二而伺相済

【小西半兵衛】道修町三丁目。薬種中買仲間、越中間屋、出羽間屋、
北国間屋、過書座問屋

【住宅家屋敷】家主が居住している家屋敷

【過書座】淀川で伏見と天満橋の間を営業範囲とする過書船を支配す
る役所。過書座年寄は大坂に三名、尼崎・大塚・枚方・淀・京都に
各一名。天明七年、過書年寄は勤役中一役が無役となる(『大阪市史』
第一 六一五頁)

【平田船番所】過書船の役所は大坂の大川町、番所は伏見・枚方・平
田にあった

【留主】留守

【代判】未成年または女性の戸主の代理として押印する者。後見人
【伏見屋六兵衛】天明元年頃道修町二丁目住人、薬種中買仲間。天明
六年当時、六兵衛名義の家屋敷は伏見屋正兵衛が家守として管理し
ている

【三ヶ条御法度書証文】宗旨巻。町ごとに戸主の名前を記したもの。
吉利支丹禁止など三ヶ条の前書を付けた。宗旨巻は毎年作られ、毎
月一度、町会所に町人・家守が集まり捺印する

【窺】伺。第一義は下位の者が上位の者に問うことであるが、そこか
ら派生して上位者に対して申請や願いの可否を問うことである。こ
こでは宗旨巻等への貼紙手続きの了解を得ることである

覚

肥前唐津*

一米百三拾六石六斗、当未九月分

右ハ水野左近将監殿蔵屋敷登り米高少も相違無御座候、以上

蔵元* 道修町三丁目

十月十三日

紙屋吉右衛門

月行司

浅井以敬

北組*

惣御年寄中

【肥前唐津】肥前国唐津藩。藩主は水野左近将監忠鼎
【米百三拾六石六斗】米一石は約一五〇キログラム。一斗は約一五キ

ログラム。一三六石六斗は約二〇トン余

【水野左近将監】水野忠鼎。唐津藩藩主。蔵屋敷は堂島四丁目

【蔵屋敷】大名や旗本が設けた倉庫機能を兼ねた屋敷。年貢米や特産品の換金が主な役割である。江戸の大名屋敷が幕府からの拝領地であるのに対し、大坂の蔵屋敷は町人からの借地が大半であった

【登り米】日本各地から大坂へ搬送される米。この場合は唐津藩から大坂の蔵屋敷に廻送される米

【蔵元】町人蔵元。蔵屋敷出入の町人の支配人

【北組】都市大坂の町人地を三郷という。公役賦課の単位として北組・南組・天満組の三つのブロックに組織された。三郷はこの総称である。大坂の町人地を空間的に三つの地域に区分したのではない。各個別町は公役の納付した組に所属するのである。

【惣御年寄】惣年寄。町人を代表して市制を担当する行政官。町奉行所や惣会所で執務するほか、糸割符頭取として毎年交代で長崎の大坂会所へ出張する

覚

一 鉄炮御改被仰付候ニ付丁内所持又ハ預り居候者相改書付差出候様被仰付奉畏候、丁内家持・借屋末々迄吟味仕候処、鉄炮所持又ハ預り居候者無御座候ニ付、此段以書付御断奉申上候、以上

未十月十三日

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

北組

惣御年寄申

但月行司名前ハ浅井以敬書出

【鉄炮御改】大坂市中の鉄砲改（鉄砲所持の調査）は町奉行からの指示を受けた惣年寄が各町に調査の実施を命じる形で実施される

【吟味】調査

覚

一 哥舞妓狂言役者丁内吟味仕候処忝人も無御座候ニ付、書付を以御断申上候、以上

未十一月朔日

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

惣御年寄申

乍恐口上

道修町三丁目

年寄

北組三番

一 丁内小西半兵衛義当六月令過書座年寄役相勤、右役義ニ付撰州平田船番所江相詰居候ニ付、右留主中代判別家手代丁内伏見屋六兵衛借屋小西嘉助相勤罷在候処、此度半兵衛依願右役相勤候内迄役御免被為仰付候、依之水帳絵図奥^{*}之所張紙仕度、此段御断奉申上候、以上

天明七年未十一月四日

紙屋

吉右衛門

御奉行様 東

右同日宗旨方江脇書御窺申上候、口上書地方同様奥之処一役御免被為仰付候、依之三ヶ條御法度之証文ニ脇書仕度、左ニ書付乍恐御窺奉申上候脇書、左之通

家主小西半兵衛過書座年寄役相勤、右役義二付撰州平田船番所へ相詰居候二付、右留主中代判別家手代丁内伏見屋六兵衛借屋

小西

嘉助

天明七年未十一月分
右年寄相勤候内一役
御免被為仰付候

【恣役御免】公役の賦課単位である家役を二役分免除する。天明七年、過書年寄は勤役中一役が無役となる

【宗旨方】寺社方。大坂市中の寺院の監督と宗盲人別改帳や宗旨巻の管理などを担当。明和七年閏六月十四日、名称が宗旨方から寺社方に変更（大阪市史編纂所所蔵『御用録』）。しかし本文のように、その後も町方では宗旨方の名称が通用している

【水帳絵図】水帳は各町内ごとに作成する土地台帳。町内絵図を付ける。家屋敷所有者の名義、代判人、家守、印鑑などに変更があったとき、該当箇所その旨を記載した張紙をつける

【奥メ】水帳の末尾に町内の戸数や人数を記載した箇所

【脇書】水帳や宗旨巻の変更内容などを追記したもの。ここでは寺社方が管理する宗旨巻に町内の総家役のうち一役が新たに無役になったことを書き記すこと

【地方】地方役所。大坂町奉行所の役職の一つである地方役与力・同心の執務部屋

*屋敷所有者に関わる内容の変更は水帳と宗旨巻に追記する必要がある。ところが水帳は地方役所、宗旨巻は寺社方役所と所管が異なる。そのため、地方役所と寺社方役所の双方に届出なければならぬのである。

乍憚口上

一町内小西半兵衛義当六月分過書座年寄役相勤罷在候二付、昨二日東御番所様江私御召被為成、右役相勤候内一役御免被為仰付候二付、此段以書付御断申上候、以上

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

未十一月三日

物御年寄中

【東御番所】大坂東町奉行所

乍恐口上

道修町三丁目

月行司

史料紹介

北組三番*

一丁内年寄紙屋吉右衛門掛屋敷家守紙屋源八義、此度印形彫替申候

一丁内近江屋忠右衛門拾歳二付代判同家手代庄兵衛義、此度三右衛門と改名、丁内上田三郎左衛門借屋へ別家仕、其俣代判相勤申候

右之通水帳絵図張紙仕度、乍恐以書付御断奉上候、以上

天明七年未十一月十九日

浅井以敬*

御奉行様 東

右同日宗旨方脇書御窺申上候口上、高書前、地方之通ニ紙屋

吉右衛門居宅続屋敷并丁内持掛屋敷家守紙屋源八与相認、其

外右同断脇書左之通大西駒藏様御聞届*

大坂北組道修町三丁目年寄

紙屋

● 吉右衛門 ●

居宅続屋敷之分

家守右吉右衛門借屋

十一月

紙屋源八 ○

□

町内持

印判彫替

向後此印用

紙屋

● 吉右衛門 ●

家守右吉右衛門

借屋

十一月

紙屋源八 ○

□

右同断

家主近江屋忠右衛門拾歳二付

代判同家手代

十一月

● 吉右衛門 ●

代判庄兵衛

三右衛門与改名

丁内上田

三郎左衛門借屋へ

別家代判

是迄之通

【北組三番】惣会所からの伝達は從來宗旨組合町の組織を利用してき

た。この通達町の制度は天明元年八月に改正された。南組では一九の通達町組合が編成された。しかし天満組と北組は不明である（『大阪市史』第三 六三三頁）。この記事に基づくと「北組三番」は道修町三丁目が所属する通達町組合の名称である可能性が高い。

【掛屋敷】貸家として所有する家屋敷

【印形彫替】印鑑の彫り直し

【近江屋忠右衛門】葉種中買仲間。天明四年、近江屋忠蔵が相続し忠右衛門と改名している

【上田三郎左衛門】享保期は大和屋三郎左衛門。大坂の豪商の一人。

幕府の公金為替を扱う「金銀為替御用達」。御蔵米御払方入札銀掛屋（安永版難波丸綱目）。道修町三丁目に掛屋敷を所持

【大西駒藏】大坂東町奉行組与力。天明三年、無役。当時寺社方与力であったと考えられる

* 十月につづき十一月も浅井以敬が月行司である。

覚

一 当八月令十一月迄拾壹品荷物廻船会所へ書出候外、他所・他国舟三而江戸江致直積候分、丁内吟味仕候処無御座候二付、以書付御断申上候、以上

未十一月廿二日

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

月行司

浅井以敬

惣御年寄中

【拾壹品荷物】大坂から江戸に送る日常必需品。米・油・酒・醤油・酢・薪・魚油・塩・味噌・練綿・木綿をさす。三カ月ごとに数量を調査し大坂町奉行所に報告することが惣年寄の職務であった。十一品の調査は惣年寄の担当なので個別町から惣年寄中に報告された

【廻船会所】海船を監督する民間の役所。監督官を廻船年寄という。阿波町に所在

覚

一 松平次郎兵衛様江 白銀壹枚*

右ハ御初入為御礼町中奉差上候、以上

未十一月廿六日

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

【松平次郎兵衛】この年十月、大坂西町奉行に就任。翌十一月に名乗りを次郎兵衛から石見守に改名

【白銀壹枚】白銀は贈答用の銀貨。単位は枚。平たく楕円形に伸ばし和紙で包む。白銀一枚は銀四十三匁に相当

【御初入】大坂町奉行として大坂に着任すること

乍憚口上

一 他町持豊後町小西甚右衛門義丁内掛屋敷壹ヶ所所持仕候処、右同人先達而唐物取締役二被為仰付、右役相勤候内、壹役御免被

為仰付御座候処、此度右家屋敷丁内鳥飼屋猶藏江壳渡候二付、今日東御番所様江年寄御召被為成、右家屋敷壳渡候二付甚右衛門無役之儀外町掛屋敷二而被為仰付候、当町内之儀ハ以前之通御公役等相勤候様被為仰渡候二付、此段以書付御断申上候、以上

未十二月八日

道修町三丁目年寄

惣御年寄中

紙屋吉右衛門

【他町持】町内にある家屋敷のうち町外に居住する町人名義のもの。掛屋敷という

【豊後町】「ぶんごまち」。大坂三郷のうち北組。東横堀にかかる思案橋付近

【唐物取締役】安永八年九月、大坂町奉行所は葉種流通を取り締まる目的で、葉葉関係者を業種ごとに組織し、唐葉問屋・葉種中買・唐物本商人に取り締らせた。唐葉問屋・葉種中買・唐物本商人から各三名を唐物取締役に任じ取締にあたるとともに輸入葉の検査を開始した。同時に大坂市中脇店、在方の葉種屋・合葉葉に鑑札株を与え、脇店株として組織した

*小西甚右衛門について、本誌五五号では「無役の特権を与えられたのは、唐葉問屋として唐物取締役を命じられたことが考えられるが、これに関しては未確認である」とコメントしたが、本文からこの推測が確かめられた。

*本誌五六号で、近江屋孫兵衛が所持する葉種株札について「安永から天明年間に大坂町奉行所が未組織の葉問連業者を組織しようとする

動きがあり」という曖昧なコメントを付けたが、安永八年九月の葉種取締仕法によつて葉種屋・合葉屋に株が与えられている。

乍恐口上

道修町三丁目

年寄

北組三番

一他町持豊後町小西甚右衛門家屋敷壹ヶ所、表口六間壹尺五寸^{*}、裏行式拾間壹尺七寸三分、但一役六歩、右家屋敷所持仕候処、丁内近江屋藤右衛門借屋鳥飼屋猶藏買受申候

一右小西甚右衛門儀唐物取締役相勤候二付、右掛屋敷二而壹役御免被為仰付御座候処、此度家屋敷壳渡申候故、水帳絵図奥書無役之処、張消申度奉存候

右之通水帳絵図張紙仕度、乍恐以書付御断奉申上候、以上

紙屋

天明七年未十二月九日

吉右衛門

御奉行様 東

【表口】間口。家屋敷地のうち通りに面した正面の長さ

【六間壹尺五寸】一間は約一八二センチ。六尺。一尺は一〇寸

【裏行】裏行。家屋敷地の表から裏までの長さ

【一役六歩】この家屋敷の家役。公役の賦課基準となる

【近江屋藤右衛門】葉種中買仲間

*地方役所に提出。

乍恐口上

道修町三丁目

年寄

一他町持豊後町小西甚右衛門家屋敷壹ヶ所所持仕、唐物売買方取
縮役相勤候二付、右掛ヶ屋敷二而一役御免被為仰付御座候処、
此度丁内近江屋藤右衛門借屋鳥飼屋猶蔵買請町内持直判相勤申
候

右之通三ヶ條御法度書之証文ニ脇書仕度、左ニ書付乍恐御鏡奉申
上候、以上

天明七年未十二月九日

紙屋

吉右衛門

御奉行様 大西駒藏様御聞届

他町持豊後町二住宅

十二月

○ ○ 甚右衛門○

□

丁内近江屋

天明六丙午年

藤右衛門借屋

四月唐物売買

鳥飼屋猶蔵

方取縮役被為

買受、丁内持

仰付右役相勤候内

直判

壹役御免

【町内持直判】宗旨卷は町内の家屋敷所有者を確認するものである。
その家屋敷に所有者が居住する場合は「住宅」、所有者はその家屋敷
に居住していないが同じ町内の住人である場合（掛屋敷）は「町内持」
という。住宅や町内持の家屋敷は宗旨卷に所有者が捺印する。これ
を直判という。なお掛屋敷を家守が管理する場合は家守が捺印する。
これを「代判」という。
* 寺社方役所に提出。

〔裏表紙〕

道修町三丁目

会所

〔翻 訳〕

おそれながら引つ越しのお願い

道修町三丁目近江屋藤右衛名義
借屋住人 鳥飼屋猶蔵

一つ、別家で手代の鳥飼屋喜兵衛は今年の四月まで町内にある鳥飼屋惣七が家守として管理する借屋に世帯主で住んでいました。ところが病身のため商売を勤めるのが難しくなり、私方に引き取り同居させていました。しかしいまだ体調が勝れません。そこでこの度南都の下三条町に住む弟油屋又次郎方へ引つ越し同居したいと申します。そのためお手数ながら、この引つ越しの件をお願いします。ちなみにこの喜兵衛は大坂において債権・債務・掛け売り・掛け買いにかかわるもめごとはありません。ご高配をたまわり、この願いをお聞き届けくださいますらあります。以上です。

天明七年九月二十六日

鳥飼屋猶蔵
鳥飼屋喜兵衛

病気のため
弟又次郎

この通り猶蔵がお願いしておりますので、おそれながら私どもが署名捺印します。以上です。

家主 近江屋藤右衛門
病気のため別家手代又右衛門

五人組 紙屋源八

同 小西甚右衛門

同 紀伊国屋仁兵衛

同 小西八兵衛

町年寄 紙屋吉右衛門

大坂東町奉行様

おそれながら口上

道修町三丁目銭屋与左衛門が家守として
管理する借屋住人 近江屋十右衛門

一つ、私が管理人である借屋の軒下に今夕七時頃、今年二歳ばかりにみえる男児の捨子がありましたので、早速家に入れ体を見改めました。が疵などはありませんでした。大切に介抱し養育しております。ご高配をたまわり、この願いをお聞き届けくださいますらあります。以上です。

天明七年十月六日

近江屋十右衛門

町年寄病気のため月行司

浅井以敬

大坂町奉行様

おそれながら口上

道修町三丁目町年寄が病氣
のため 月行司

一つ、今夜、町内の近江屋十右衛門が家守として管理する借屋の軒下に今年二歳くらいにみえる男の子の捨子がありました。早速お届けしたところ、本日夜番の者を連れて出頭するように指示があり承知しました。夜番は藤嶋屋弥七が家守として管理する町会所屋敷内の借屋に住む有具屋長五郎です。本人を連れてまいりましたので、お届けします。以上です

天明七年十月七日

伏見屋五郎兵衛

大坂町奉行様

恐縮に存じますが書置にてお願い致します。私はとりわけ不連続きです。まず母がはかなくなり、次いでこの子の母親も亡くなつてしまいました。なんとかしてこの子を育てたいのですが、我が身に不運が積み重なり、いつまでもこの子に構っていると物乞いをする次第です。この子は去年の四月二十三日生まれ。氏神は仁徳天皇社です。何枚か着替えはあったのですが、一枚一枚と売り払い、この衣服だけになりました。この子は家のない者ではありません。くれぐれもお頼みします。

十月六日

御町中様

この書置は、昨夜、町内の近江屋十右衛門名義の借屋の軒下に今年二歳ばかりの男児捨子があり、その子に添えられていたものです。この書置を写しましたので、僭越ですが提出します。以上です。

道修町三丁目町年寄が病氣につき

月行司

天明七年十月七日

伏見屋五郎兵衛

大坂町奉行様

おそれながら口上

道修町三丁目夜番

同町会所屋敷家守藤嶋屋弥七が管理
する借屋住人 有具屋長五郎

一つ、昨夜、町内の近江屋十右衛門が家守として管理する借屋の軒下に今年二歳くらいにみえる男の子の捨子がありました。町内の者がこのことをお届けしました。私は道修町三丁目に夜番で雇われています。この件で町奉行所に呼ばれ事情を尋ねられました。おそれ多いことですが、以下この件につき申し上げました。私は昨夕、道修町三丁目に出勤し町内を見回りました。異常はありませんでした。一度番屋（町会所か）に戻り、まもな

く町内の見廻りに出かけたところ、この捨子がありました。驚きただちに家守と町内に知らせました。以前から捨子監視の町触もあり、当然のことですが、その趣旨を守って巡廻をしてきました。しかし捨子があったことに気づかないでいたのは全くの不注意で申しわけありません。どのような処分をうけても弁明はしません。ただただ申し訳なく存じます。どうか今回の件はご配慮いただき、穩便に捨子届けをご受理していただきましたくお願い申し上げます。以上です。

天明七年末十月七日

有具屋長五郎

家守 藤嶋屋弥七

町年寄病氣につき

月行司伏見屋五郎兵衛

大坂東町奉行様

おそれながら口上

道修町三丁目

町年寄

一つ、小西半兵衛は居宅として町内に家屋敷を一カ所所有してあります。今年六月から過書座の年寄役を勤めることになりました。これにより撰津国平田の船番所詰めの勤務となりました。

留守中の代判は別家で手代の小西嘉助が勤めます。嘉助は町内にある伏見屋六兵衛名義の借屋に住んでいます。このことを今年六月十四日に届け出、ご受理いただきました。半兵衛はまだ留守中なので、今年十月から使用する宗旨巻の小西嘉助の該当箇所に必要な追記を書き入れたく、おうかがい申し上げます。

天明七年十月九日

紙屋吉右衛門

大坂町奉行様

家主の小西半兵衛は過書座年寄役勤務のため撰津国平田の船番所詰め。半兵衛が留守中の代判は別家で手代の小西嘉助。

嘉助は町内にある伏見屋六兵衛名義の借屋の住人。

東町奉行所で貼紙手続きを済ませます。

覚

肥前国唐津藩

一つ、米百三十六石六斗、今年九月分

右は水野左近将監殿蔵屋敷の入荷米にまちがいありません。以上です。

藏元道修町三丁目

十月十三日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

北組惣御年寄中

月行司 浅井以敬

おそれながら口上

覚

道修町三丁目

町年寄

一つ、町奉行所から鉄砲所持の調査をするようご指示があり、町内で所持または預かっている者を確認し文書で提出するよう惣会所からご指示がありました。町内の家持住人から借家人までくまなく確認しましたところ、鉄砲を所持または預かっている者はいませんでした。この事を文書でご報告します。以上です。

道修町三丁目町年寄

未年十月十三日

紙屋吉右衛門

北組惣御年寄中

月行司の名前は浅井以敬で書類を作成

します。以上です。

天明七年十一月四日

紙屋吉右衛門

覚

東町奉行様

一つ、歌舞伎役者を町内で調査したところ、一人も居住しておりません。このことを文書でご報告します。以上です。

未年十一月朔日

紙屋吉右衛門

この件は、同日宗旨方役所へも、一役分無役になったことを宗旨巻に追記したいと口上書でお尋ねした。地方役所と同様、町内の家役総数から一役免除を指示された。これにより三ヶ条宗旨巻証文に一役が無役となったことを追記したく、以下のよう

な文面でよいかおたずねした。文案は次の通り。

家主の小西半兵衛は過書座年寄役勤務のため摂津国平田船番所に結めております。半兵衛が留守中の代判は別家手代で町内伏見屋六兵衛名義の借屋住人

小西嘉助

天明七年十一月以後、過書座年寄任期中は家役を一役免除するとご指示を受けた。

はばかりながら口上

一つ、町内住人小西半兵衛は今年六月から過書座年寄役を勤めています。この件で昨日に東町奉行所に呼び出され、半兵衛が年寄役の任期中は家役を一役免除するよう指示されました。この件を書面でご報告します。

道修町三丁目町年寄

未年十一月三日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

北組三番

一つ、町内にある町年寄紙屋吉右衛門名義の家屋敷を管理する家

守紙屋源八が、この度印鑑彫り直しを申請。

一つ、町内の住人近江屋忠右衛門は十歳なので同居の手代庄兵衛を代判人にたてている。庄兵衛はこのたび三右衛門と改名し、町内にある上田三郎左衛門名義の借屋に別家。代判は継続して勤める。

右の内容で水帳絵図に貼紙をしたいので、書面で御報告します。以上です。

天明七年十一月十九日

浅井以敬

大坂東町奉行様

右の件は同日、宗旨方役所にある書類にも脇書を申請した。

脇書の文言は地方役所の書類と同様、紙屋吉右衛門居宅の続屋敷ならびに町内住人名義の屋敷管理人紙屋源八と記す。その他の脇書は右に示した通り。この申請は担当与力の大西駒藏様が受理された。

大坂北組道修町三丁目年寄

紙屋

● 吉右衛門 ●

居宅続屋敷の分

家守は吉右衛門名義の借屋住人

十一月

紙屋源八〇

□

印鑑を彫り直し
今後この印鑑を使用

町内持

紙屋

● 吉右衛門 ●

家守は吉右衛門名義の借屋

十一月

紙屋源八〇

□

右に同じ

家主近江屋忠右衛門が拾歳につき

代判は同居の手代

十一月

● 吉右衛門 ●

代判人の庄兵衛は三右衛門と改名し

町内上田三郎左衛門名義の借屋へ

別家。代判はこれまでの通り

覚

一つ、今年八月から十一月までに江戸に出荷した十一品諸荷物につき町内で確認しましたところ、廻船会所へ書面で届け出たほかは、他所・他国の船で江戸に直接輸送した商品はありませぬ。この結果を書面で報告します。以上です。

道修町三丁目年寄

未年十一月二十二日

紙屋吉右衛門

月行司

浅井以敬

惣御年寄中

覚

一つ松平次郎兵衛様へ 白銀一枚

右の銀は大坂町奉行として着任された御祝いとして、道修町三丁目住人からさしあげます。以上です。

道修町三丁目町年寄

未年十一月二十六日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

はばかりながら口上

一つ、豊後町の住人小西甚右衛門は町内に他町持として扱われる家屋敷を一カ所持しています。甚右衛門は先日、唐物取締役を命じられ、あわせて在任中は町内の家屋敷から家役を一役免除する御指示も受けていました。ところがこのたびこの家屋敷を町内の鳥飼屋猶蔵に売却しました。これにつき、本日町年寄が東町奉行所に呼び出されました。町内家屋敷が売却されたので、甚右衛門に対する一役免除特権は甚右衛門が道修町三丁目以外に所有する掛屋敷に適用するとの御指示がありました。これにともない、町内にある甚右衛門名義の家屋敷は以前の通り公役その他を負担するよう御指示を受けました。この事を書面でお知らせします。以上です。

未年十二月八日

惣御年寄中

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

おそれながら口上

道修町三丁目

年寄

北組三番

一つ、他町持の家屋敷一カ所、間口は六間一尺五寸・裏行は二十

間一尺七寸三分、家役は一役六歩。この家屋敷は豊後町の小西甚右衛門が所持しておりました。このたび町内の住人近江屋藤右衛門名義の借屋住人鳥飼屋猶蔵が買い取りました。

一つ、小西甚右衛門は唐物取締役をつとめていることから、道修町三丁目にある屋敷から家役一役を免除されておりました。このたびこの家屋敷を売却しましたので、水帳絵図の奥書に「無役」と記した箇所を貼紙をして抹消したいと希望します。右のとおり、水帳絵図に貼紙をしたく、書面で申請します。以上です。

天明七年十二月九日

紙屋吉右衛門

大坂東町奉行様

はばかりながら口上

道修町三丁目

町年寄

一つ、豊後町小西甚右衛門は町内に他町持として扱われる家屋敷一カ所を所持しています。甚右衛門は唐物売買方取締役になり、この掛屋敷から一役免除するよう御指示がありました。このたびこの家屋敷を町内の近江屋藤右衛門名義の借屋住人鳥飼

屋猶蔵が買い取り、家屋敷は町内持になり、猶蔵が書類に直判
をすることになりました。

右の内容を宗旨巻に脇書をしたく、以下、書面で申請します。以
上です。

天明七年十二月九日

紙屋吉右衛門

御奉行様 大西駒蔵様が受理された

他町持。家主は豊後町に居住

十二月

○ ○ ○ 甚右衛門 ○

□

町内近江屋藤右衛門 天明六年四月、
が所有する借屋の 唐物売買方取締役を
住人鳥飼屋猶蔵が 命じられる。
買い取り、町内持、 在任中一役御免除。
並びに直判となる、

(裏表紙)

道修町三丁目

会所

